

公法刑事法

〔設問1〕

20XX年、成年被後見人について選挙権および被選挙権を有しないものとする公職選挙法改正（以下、法という）が成立したと仮定する。

Xは、成人の日本国民であるが、後見開始の審判（民法7条）を受けて成年被後見人となったところ、それまで行使していた選挙権が行使できなくなった。

そこでXは、法が憲法に違反すると主張し、自己が次の国政選挙において投票しうる地位にあることの確認を求めて、国を被告として訴訟を提起した。

Xの訴えが認められるためには、どのような憲法上の理論構成が必要か。在外日本人選挙権訴訟最高裁判決を踏まえて論じなさい。

<参照条文>

民法第7条、第9条

〔設問2〕

新しい人権について説明しなさい。

民事法

〔設問1〕

次の事例においてXの請求（(5)参照）が認められるかについて論じなさい。

(1) Xは、令和2年9月10日、Aに対して3億円を貸し付けた（「本件貸金債権（債務）」）。XとBは、同日、Bが所有する建物（「本件建物」）について、被担保債権を本件貸金債権とする抵当権設定契約を締結し、その旨の抵当権設定登記を経由した。

(2) Aは、令和4年12月、本件貸金債務の弁済ができなくなった。

(3) Bは、令和5年1月10日、Yに対して本件建物を、契約期間3年、賃料月額200万円の約定で、賃貸した（「本件賃貸借」）。そして、同日、その旨の賃借権設定登記を経由した。

(4) Bは、令和5年4月10日、Cに対して、本件賃貸借に基づく賃料債権（令和5年5月分～同年7月分、「本件賃料債権（債務）」）を譲渡した。Yは、同日、確定日付のある書面をもって前記債権譲渡を承諾した。

(5) その後、Xは、抵当権の物上代位権に基づき、本件賃料債権を差し押さえるべく裁判所に申立てを行った。裁判所から差押命令が発せられ、その命令は令和5年6月10日にYに送達された。そこで、Xは、Yに対して本件賃料債務に係る支払いを請求した。

(6) Yは本件賃料債務を弁済していないものとする。

<参照条文>

民法第304条、第372条、第467条

〔設問2〕

「賃借権の物権化」について説明しなさい。

<参照条文>

民法第605条、第605条の4
借地借家法第10条、第31条